

## 2012年度年末手当交渉の集約にあたって

11月15日16時30分、本部は2012年度年末手当交渉について、私たちの要求である3.5ヶ月分支給からほど遠い2.95ヶ月分支給という低レベルな回答に大きな不満を残しながらも、会社の頑なで全く誠意の感じられない姿勢や、自称責任組合・JR東海ユニオンの先行妥結という否定的な状況の中で、これ以上の前進は困難と判断し、会社に妥結を通告しました。

本部は10月10日、申第16号「2012年度年末手当に関する申し入れ」として、3.5ヶ月分の年末手当支給と不当なボーナスカットを行わないこと等を会社に申し入れました。これに基づき10月31日から団体交渉を開催し、11月6日の第2回団体交渉で具体的な議論を行いました。

会社は、第2四半期決算で連結・単体ともに過去最高の純利益を計上する業績を上げながらも、国内・外の景気動向等のリスク要因を背景に厳しい経営環境であるとし、さらにはJR東海の期末手当の水準は極めて高く、安定的支給を行っていくためには単に業績に連動して期末手当を上げるものではないとして年末手当の押さえ込みを図ってきました。

本部は会社に対して、東日本大震災の影響による業績の落ち込みから第2四半期で過去最高の純利益を上げるまでに回復させたのは、職場で汗して働く社員の努力があったからこそであり、この努力に報いるために今こそ3.5ヶ月分の年末手当を支給することを粘り強く要求し、交渉にあたってきました。会社は交渉で「安定的支給のベースは2.9ヶ月である」と主張しながらも、「安定的支給といっても2.9ヶ月は下限ではない」と発言しました。これは業績が悪ければ期末手当を下げ、業績が良くても上げないということです。本部は「安定的支給」という言葉を使って期末手当の抑制を狙う会社の意図を厳しく追及しました。さらに、恣意的なボーナスカットを絶対にやめることを強く迫り、ボーナスカットの蓄積で専任社員に採用されないことは合法的な首切りであることも強く主張しました。

11月9日、会社は年末手当について「安定的支給のベースである2.9ヶ月に0.05ヶ月を上積みし2.95ヶ月とする」と回答しました。本部はこの回答に対して、過去最高の純利益を上げながらも昨年と比べて0.05ヶ月の上積みでは、社員の努力に全く応えておらず納得できないとして不満を表明し、直ちに「申19号」として再申し入れを行いました。

11月15日、再申し入れに対する団体交渉において本部は、過去最高の純利益を社員に配分するべきだ、役員報酬は一人平均約500万円アップしているではないか、役員に手厚く社員を冷遇する会社に未来はない、東日本大震災から業績を回復させた社員に対するねぎらいはないのかと強く主張しました。しかし、会社は3.5ヶ月分支給の要求を頑なに拒否し、全く誠意のない態度に終始したため、本部は対立を確認し持ち帰り検討としましたが、これ以上の前進は困難と判断しました。

今次年末手当交渉にあたり、組合員はもとより他労組組合員の皆さんからのご支援に心から御礼申し上げます。本部は今後も職場の声を基に奮闘する決意です。

以上

2012年11月15日  
JR東海労働組合中央本部